

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人福岡県立大学（以下「実施機関」という。）が平成20年11月19日20福県大経第169号（以下「本件決定」という。）で行った部分開示決定及び不存在による非開示決定については、結論において妥当である。

2 異議申立てに係る対象公文書の開示決定状況

実施機関は、平成20年11月1日付けで行われた開示請求（以下「本件請求」という。）について、対象公文書を「福岡県立大学活性化委員会」及び「公立大学法人福岡県立大学処分事由調査等委員会について」と特定し、これらに記録された情報のうち、個人が特定される又はそのおそれがある情報が記録された部分は、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1項第1号（個人情報）及び第5号（任意提供情報）に該当するとして、条例第11条第1項の規定に基づき、本件決定において部分開示決定を行った。また、処分事由調査等委員会等の議事録については作成しておらず不存在であるとして本件決定において非開示決定を行った。

この他に理事会の議事録については、「平成19年度第4回公立大学法人福岡県立大学臨時理事会議事録」を特定し、条例第11条第1項の規定に基づき、平成20年11月19日20福県大経第168号で全部開示決定を行った。

3 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成20年11月1日付けで、異議申立人は、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定に基づき本件請求を行った。

イ 平成20年11月19日付けで、実施機関は本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成21年1月14日付けで、異議申立人は、本件決定を不服として実施機関に異議申立てを行った。

4 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張を要約すると、次のとおりである。

実施機関が特定した対象公文書は、職員の懲戒処分について検討する必要があると判断したことを示すものではなく、また開示された文書には異議申立人の名前が記録されておらず、請求に応えるものとなっていない。

「公立大学法人福岡県立大学処分事由調査等委員会の設置について」という通知文書の中で、「理事会において承認を得」、「設立団体とも協議を行い」とあるのにこれらを裏付ける文書を開示していない。

職員の懲戒処分について検討する委員会の議事録が存在しないなど常識として考えられない。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 第7条第1項第1号（個人情報）該当性について

本件請求に係る対象公文書中、「福岡県立大学活性化委員会」に記録された情報のうち、委員構成案を記載した部分中、個人名が記載された箇所及び「公立大学法人福岡県立大学処分事由調査等委員会について」に記録された情報のうち、委員会設置の趣旨を記載した部分中、個人が特定できる箇所については、特定の個人を識別できる、又は一般には識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、本号に該当する。

(2) 第7条第1項第5号（任意提供情報）該当性について

実施機関は、本件請求に係る対象公文書中、「公立大学法人福岡県立大学処分事由調査等委員会について」に記録された情報のうち、委員会設置の趣旨を記載した部分中、個人が特定できる箇所について、これが本号に該当する旨主張しているが、その具体的理由については特に説明していない。

(3) 公文書の不存在について

本件請求中、処分事由調査等委員会に係る議事録については、委員が弁護士等の専門家であることから作成不要と考え作成していない。

また、実施機関は、その他「この件に関する会議録」及び「設立団体との協議録」についても作成していない旨主張しているが、特に理由は述べていない。

6 審査会の判断

(1) 本件公文書について

本件請求に係る対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、特定の個人について懲戒処分を検討する必要があると判断した理由等を示す書類等である。

本件請求については、全部開示決定、条例第7条第1項第1号及び第5号該当性を理由とした部分開示決定並びに対象公文書の不存在を理由とする非開示決定がなされている。

(2) 本件公文書の存否応答拒否について

本件請求においては、請求する公文書の名称等の欄に特定の個人名が具体的に挙げられており、その上で、当該特定個人について懲戒処分を検討する必要があると判断した理由等を示す書類等の開示を求めている。したがって、

本件公文書の存否を答えることは、特定個人について懲戒処分が検討されたという事実の有無を示すことと同様の結果を生じさせるものと認められる。

特定個人について懲戒処分が検討されたという事実の有無は、条例第7条第1項第1号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することのできるものに該当する。また、当該事実の有無は、個人情報のうち例外的に開示されることとなる、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報及び公務員等の職務の遂行に係る情報であるとは認められないことから、同号ただし書イ及びハには該当しない。

よって、本件請求に対しては、本件公文書の存否を答えるだけで、条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を開示することとなるため、条例第9条の規定により、存否を明らかにしないで、開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

本件の場合、既に全部開示決定、部分開示決定又は不存在による非開示決定を行っており、特定個人について懲戒処分が検討された事実の有無という条例第7条第1項第1号の非開示情報を既に開示した状態となっているが、本来、本件公文書すべてについて存否応答拒否により非開示とすべきものであることに鑑みれば、既に開示した部分はともかく、非開示とした部分の開示可能性や不存在とした非開示決定の妥当性について検討する余地はないものである。

なお、条例の定める公文書開示制度は、何人に対しても、請求目的等を問わず県の保有する公文書の開示請求を認める制度であることから、開示・非開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるかは考慮されないものである。

(3) 本件部分開示決定等の妥当性について

以上のことから、実施機関が行った部分開示決定及び不存在を理由とする非開示決定については、本来、本件公文書の存否を答えるだけで同項第1号の非開示情報を開示することとなるとして、第9条の規定に基づき開示請求を拒否すべきであったので、一部非開示部分を非開示としたこと及び不存在と認めたものについて非開示としたことは、結論において妥当であるといわざるを得ない。

なお、実施機関においては、今後、条例の趣旨を十分踏まえて適正な情報公開を行うよう、審査会として注意を喚起する。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。